

# 業 務 概 要

令 和 3 年 度  
( 令 和 2 年 度 実 績 )

秋 田 県 食 肉 衛 生 検 査 所



# 目 次

## 第1章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革	1
2	食肉衛生検査所の概要	2
3	組織機構	3
4	職員構成	3
5	食肉衛生検査所の業務	3
6	食肉衛生検査所長委任事項	4
7	と畜・食鳥検査関係手数料	6
8	証明書交付件数	6
9	食鳥処理事業関係申請件数	6

## 第2章 と畜場及びと畜検査

1	と畜場の概要	7
2	と畜検査の流れ	8
3	獣畜別・月別と畜検査頭数	9
4	と畜検査の結果に基づく措置状況	10
5	病類別疾病発現状況	12
6	精密検査実施状況	16
7	残留動物用医薬品モニタリング検査	18
8	伝達性海綿状脳症スクリーニング検査	20

## 第3章 食鳥処理場及び食鳥検査

1	食鳥処理場	21
2	食鳥検査及び確認状況	24
3	精密検査実施状況	26
4	残留動物用医薬品モニタリング検査	27

## 第4章 衛生指導等

1	と畜場等の監視指導	29
2	食鳥処理場の監視指導	29
3	特別監視事業	30
4	衛生講習会の実施状況	30
5	実習及び研修等受入状況	30
6	検査結果の還元	31

## 第5章 輸出肉関係

1	輸出豚肉関係	33
2	輸出食鳥肉関係	34

## 第6章 調査研究

1	切除法による枝肉の微生物検査について	35
2	認定小規模食鳥処理場におけるHACCP に沿った衛生管理計画の導入について	38

# 第 1 章

## 総 説



## 1 食肉衛生検査所の沿革

年月日	事項
昭51. 3	第4次秋田県総合発展計画の中で、食肉衛生検査所の設置が明示された。
平 3. 2	秋田県新総合発展計画で、県北地区に食肉衛生検査所の設置が明示された。
平 8. 3. 15	鹿角市八幡平字川部内川原62番地1に北部食肉衛生検査所庁舎が竣工した。 敷地面積 1,461.04 m <sup>2</sup> (北鹿食肉流通センター敷地内) 建 物 木造平屋建 581.985 m <sup>2</sup> 総事業費 286,994千円
平 8. 4. 1	秋田県行政機関設置条例の一部改正によって秋田県北部食肉衛生検査所が設置され、と畜に関する業務、食鳥処理に関する業務の一部(食鳥検査等)を分掌することとなった。 所管区域 鹿角市・大館市・能代市・鹿角郡・北秋田郡・山本郡 管轄と畜場 北鹿食肉流通センター
平12. 4. 1	鹿角市・大館市・能代市・鹿角郡・北秋田郡・山本郡の食鳥処理に関する業務のすべてが委任された。 秋田県行政組織規則及び秋田県事務決裁規程の一部改正により地方機関に班制が導入され、管理・業務班、精密検査班が設置された。
平13. 12. 6	BSEエライザ検査のためのBSE検査室が整備された。
平17. 1. 11	中央食肉衛生検査所の廃止に伴い、秋田県食肉衛生検査所に名称を変更した。秋田市を除く県内全域の食鳥処理に関する業務が委任された。
平19. 4. 1	と畜場等の衛生管理・指導を強化する目的で新たに管理・指導班を設置し、業務班、精密検査班との3班体制となった。
平20. 1. 30	北鹿食肉流通センターの設置許可の条件が改定され、1日の処理頭数が600頭から650頭(豚換算)に増頭となった。
平20. 4. 1	認定小規模食鳥処理場であった比内地鶏処理場の確認規程の廃止に伴い、当所職員による食鳥検査が開始された。
平24. 6. 15	北鹿食肉流通センターの設置許可の条件が改定され、1日の処理頭数が650頭から700頭(豚換算)に増頭となった。
平28. 5. 13	株式会社本家比内地鶏が対香港輸出食肉処理場に選定された(食鳥肉)。
平28. 10. 14	北鹿食肉流通センターが対香港輸出と畜場に、株式会社ミートランドが対香港輸出食肉処理場にそれぞれ選定された(豚肉)。
平29. 4. 1	班の再編により、管理・業務班、精密検査班の2班体制となった。
令 1. 5. 29	株式会社ミートランドが対シンガポール輸出を取扱う施設に認定された旨の厚生労働省通知を受理。
令 3. 4. 1	比内地鶏処理場が認定小規模食鳥処理場に変更したことに伴い、食鳥検査の適応がなくなる。

## 2 食肉衛生検査所の概要

所在地 秋田県鹿角市八幡平字川部内川原62-1  
 敷地面積 1,461.04 m<sup>2</sup>  
 建築構造 木造平屋建  
 床面積 581.985 m<sup>2</sup>



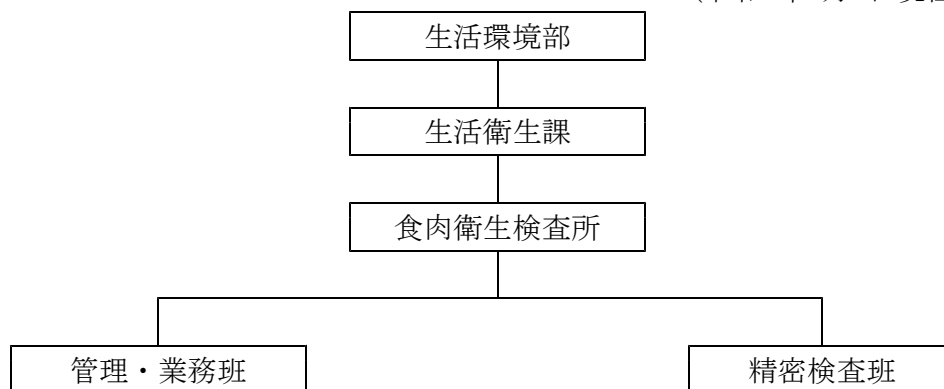
「平面図」

無菌室 8.1m <sup>2</sup>	培養室 13.4m <sup>2</sup>	洗浄滅菌室 (25.92m <sup>2</sup> )		テ	事務室 (97.2m <sup>2</sup> )		
細菌検査室 (50.09m <sup>2</sup> )		病理検査室 (103.68m <sup>2</sup> )				ラ	
BSE検査室 (27.68m <sup>2</sup> )		理化学検査室		ス	研修室 (48.6m <sup>2</sup> )		
通用口		暗室 9.72m <sup>2</sup>	物品庫 16.2m <sup>2</sup>				
男子更衣室 9.45m <sup>2</sup>							
女子更衣室 9.45m <sup>2</sup>							
車庫 (33.21m <sup>2</sup> )		男子W C 9.18m <sup>2</sup>	女子W C 6.12m <sup>2</sup>	浴室 9.18m <sup>2</sup>	給湯・休憩室 24.48m <sup>2</sup>	玄関	ポーチ



### 3 組織機構

(令和3年4月1日現在)



### 4 職員構成

(令和3年4月1日現在)

	職員数	構成内訳			内 訳	
		獣医師	事務 吏員	その他	管理・業務班	精密検査班
所 長	1	1				
次 長	1	1				
主幹（兼）班長	1	1			1	
副主幹（兼）班長	1	1				1
副 主 幹	3	2	1		2（内事務1）	1
専 門 員	2	2			1	1
主 査	1	1			1	
技 師	2	2				2
会計年度任用職員	2			2	2	
計	14	11	1	2	7	5

### 5 食肉衛生検査所の業務

食肉衛生検査所は、主としてと畜及び食鳥検査に関する事務を所管する行政機関で、業務のあらまは次のとおりである。

- (1) 食用に供する獣畜及び食鳥等の衛生的検査（と畜及び食鳥検査）に関すること。
- (2) と畜場の衛生保持に関すること。
- (3) と畜作業における衛生の保持に関すること。
- (4) 食肉及び食鳥肉等の衛生統計に関すること。
- (5) 食肉及び食鳥肉等の衛生に係わる調査研究に関すること。
- (6) と畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関すること。

## 6 食肉衛生検査所長委任事項

(令和3年4月1日現在)

事務の種類		内 容
「と畜場法」 に関する事務	第7条第6項	衛生管理責任者等に係る届出の受理
	第8条	衛生管理責任者の解任
	第10条第2項	作業衛生責任者の解任
	第13条第1項第1号	獣畜のとさつ又は解体に係る届出の受理
	第13条第3項	獣畜のとさつ又は解体に係る指示
	第14条第1項～第5項	獣畜のとさつ又は解体の検査
	第16条	とさつ解体等の禁止等の措置の執行
	第17条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第18条第2項	と畜場業務の停止等
「と畜場法施行令」 に関する事務	第4条第2号	と畜場以外の場所での獣畜のとさつの許可
	第5条第1項第1号～第3号	と畜場外への持ち出しの禁止の特例許可
	第9条	検印の押印
「と畜場法施行規則」に関する 事務	第3条第1項第7号	水道法に規定する水以外の水の年1回の水質検査と結果を証する書類の保存に係る指示
「食品衛生法」 に関する事務	第28条第1項	報告の要求、臨検検査及び収去
	第30条第2項	監視及び指導
	第54条	食品等の廃棄及び措置の命令
農林水産物及び 食品の輸出の促進に 関する法律	第15条第2項	輸出証明書の発行
	第17条第2項	適正施設の認定
	第17条第4項	適正施設の認定要件の適合確認
	第17条第5項	適正施設の改善要求及び認定取り消し等
	第38条第2項	立入及び調査
	第38条第5条	輸出証明書の発行又は適合施設の認定 取り消し等

事務の種類	内 容	
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に関する事務	第3条	食鳥処理の事業の許可
	第6条第1項	構造又は設備の変更の許可
	第6条第3項	申請書記載内容事項等の変更の届出の受理
	第7条第2項	食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理
	第8条	事業の許可の取り消し等
	第9条	食鳥処理場の整備改善の命令等
	第12条第6項	食鳥処理衛生管理者の配置等の届出の受理
	第13条	食鳥処理衛生管理者の解任の命令
	第14条	食鳥処理場の休廃止等の届出の受理
	第15条第1項～第3項	食鳥の検査
	第16条第1項	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定
	第16条第2項	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の変更の認定
	第16条第6項	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令
	第16条第7項	認定小規模食鳥処理業者の確認の状況の報告受理
	第16条第8項	認定小規模食鳥処理業者の確認規定の廃止の届出の受理
	第16条第9項	認定小規模食鳥処理業者に対する確認規程に関する指導及び助言
	第17条第1項第4号	食肉販売業者の届出の受理
	第20条	廃棄等の措置の命令
第37条第1項	報告の徴収	
第38条第1項	立入検査等	

## 7 と畜・食鳥検査等申請手数料

(令和3年4月1日現在)

種 別	区 別		一件の手数料	適 用
と畜検査手数料	牛	生後1年以上	1,200円	平成15年4月1日施行
		生後1ヶ月以上1年未満	700円	〃
		生後1ヶ月未満	400円	〃
	馬	生後1年以上	1,200円	〃
		生後1年未満	700円	〃
	豚		400円	〃
	めん羊・山羊		250円	〃
食鳥処理事業 許可等手数料	食鳥処理の事業の許可		19,000円	平成12年4月1日施行
	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可		10,000円	〃
	確認規程の認定		5,500円	〃
	確認規程の変更の認定		2,300円	〃
食鳥検査手数料	食 鳥		5円	〃
文 書 料	証明書	1通につき	730円	平成 9年4月1日施行
		2通目以上は1通増すごと	200円	昭和61年4月1日施行

## 8 証明書交付申請件数

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

交 付 申 請 件 数	5 1
2通目以上の交付申請件数	0
計	5 1

## 9 食鳥処理事業関係申請件数

(平成2年4月1日～令和3年3月31日)

	許可(認定)	変更許可(認定)	計
食鳥処理事業	1	0	1
確 認 規 程	2	0	2

## 第 2 章

### と畜場及びと畜検査



# 1 と畜場の概要

(令和3年4月1日現在)

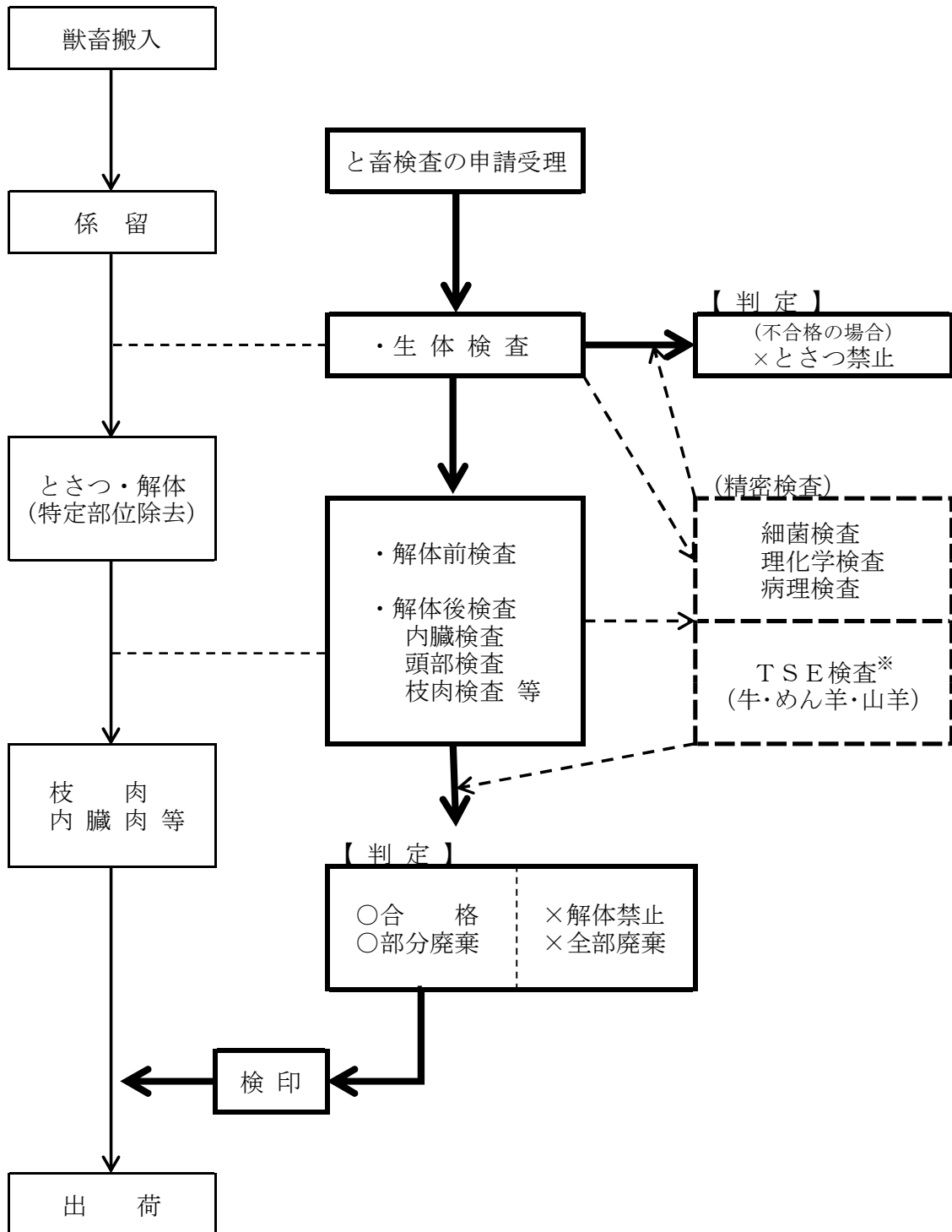
名 称	北鹿食肉流通センター
と 畜 場 番 号	3
所 在 地	鹿角市八幡平字外川原31番地1
設 置 者	株式会社 ミートランド 代表取締役社長 中島康充
設 置 許 可	平成8年3月1日 指令環-1658
と さ つ 解 体 能 力	豚換算 700頭/日
枝 肉 冷 蔵 能 力	牛・馬等枝肉 12頭分 豚枝肉 1,104頭分
部 分 肉 加 工 能 力	牛・馬部分肉 3頭分/日 豚部分肉 650頭分/日
部 分 肉 冷 蔵 保 管 能 力	牛・馬等部分肉 2.5 t 豚部分肉 94.5 t
汚 水 浄 化 装 置 能 力	嫌気好気二段酸化方式活性汚泥法 780 m <sup>3</sup> /日
廃 棄 物 焼 却 能 力	120 kg/hr

豚換算は、牛及び馬(1年以上)の各1頭を豚3頭分として換算。

## ○ 開場日数

令和2年度	250日 (内休日開場 7日)
令和元年度	247日 (内休日開場 7日)
平成30年度	250日 (内休日開場 6日)
平成29年度	248日 (内休日開場 4日)

## 2 と畜検査の流れ



\*TSE検査：伝達性海綿状脳症検査



### 3 獣畜別・月別と畜検査頭数

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

畜種 月	牛	とく		馬		豚	めん羊	山羊	計	豚換算による頭数
		1ヶ月以上	1ヶ月未満	1年以上	1年未満					
4						12,651			12,651	12,651
5						10,667			10,667	10,667
6						10,845			10,845	10,845
7						10,266			10,266	10,266
8						9,778			9,778	9,778
9						9,964			9,964	9,964
10						10,991			10,991	10,991
11						11,304			11,304	11,304
12						11,555			11,555	11,555
1						11,260			11,260	11,260
2						11,306			11,306	11,306
3						12,897			12,897	12,897
計						133,484			133,484	133,484
元年度						131,419			131,419	131,419
30年度						121,782			121,782	121,782
29年度						121,026			121,026	121,026

豚換算は、牛及び馬(1年以上)の各1頭を豚3頭分として換算。

#### 4 と畜検査の結果に基づく措置状況

畜種	検査頭数	措置区分	処分実頭数	処分実頭数の割合 検査頭数に対する (%)	疾																
					細菌病								ウイルス・リケッチア病								
					炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他							
牛	0	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
		一部廃棄																			
とく	0	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
		一部廃棄																			
馬	0	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
		一部廃棄																			
豚	133,484	とさつ禁止																			
		全部廃棄	137	0.1		1								1							
		一部廃棄	40,623	30.4																	
めん羊	0	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
		一部廃棄																			
山羊	0	とさつ禁止																			
		全部廃棄																			
		一部廃棄																			
計	133,484	とさつ禁止																			
		全部廃棄	137	0.1		1								1							
		一部廃棄	40,623	30.4																	

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

病 別 処 分 件 数																
原虫病		寄生虫病			そ の 他 の 疾 病									計		
トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	物による汚染	炎症または炎症産物		変性又は萎縮	その他
					106	17			9	2		1				137
								1	849	6		46,717	1,932	8,676	58,181	
					106	17			9	2		1				137
								1	849	6		46,717	1,932	8,676	58,181	

## 5 病類別疾病発現状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

畜種	牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
検査頭数					133,484		
とさつ禁止・全部廃棄対象疾病	膿毒症				106		
	敗血症				17		
	尿毒症						
	黄疸（高度）						
	水腫（高度）				9		
	腫瘍（全身性）				2		
	炎症（全身性）				1		
	筋肉変性（全身性）						
	熱性諸症						
豚丹毒					1		
豚赤痢					1		
小計					137		
消化器系	腹膜炎				3,987		
	小腸炎				622		
	大腸炎				2,109		
	腸炎				74		
	胃炎				3		
	胃潰瘍						
	直腸狭窄				27		
	腸気泡症						
	メッケル憩室				1		
	直腸脱				5		
	腸間膜リンパ嚢腫						
	腸捻転				5		
	腸重積						
	腸間膜脂肪水腫				1		
	その他の胃病変						
	その他の大腸病変						
	その他の小腸病変						
	間質性肝炎					1,902	
	肝包膜炎					1,760	
	実質性肝炎					201	
	肝硬変						
	脂肪肝					4	
	肝変性					1,772	
肝壊死							
髄外造血遺残							
肝捻転							
肝富脈斑							
肝嚢胞					2		
肝出血					26		

畜種		牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
	うっ血肝							
	肝奇形							
	その他の肝臓病変					1		
	胆管炎							
	胆管結石							
	膵炎							
	膵臓周囲水腫					28		
	膵壊死							
	その他の膵臓病変							
	その他の食道病変							
小計						12,530		
循環器系	心外膜炎					2,570		
	心内膜炎							
	心筋炎					1		
	心弁膜炎					5		
	心冠脂肪水腫					20		
	心弁膜血腫					41		
	心肥大					94		
	心筋梗塞							
	心内膜出血					2		
	心外膜出血							
	心筋出血							
	心筋線維化					1		
	心筋壊死							
	心筋変性					2		
	その他の心臓病変					2		
	脾出血性梗塞					10		
	脾結節性増生							
	巨脾症							
	脾出血					10		
	脾捻転					36		
	脾血腫					33		
脾萎縮								
脾うっ血					105			
その他の脾臓病変								
小計						2,932		
呼吸器系	肺炎					17,001		
	胸膜炎					6,709		
	肺水腫					35		
	肺出血							
	肺気腫							
	その他の肺病変							
	その他の気管・気管支病変							
小計						23,745		
	腎炎					462		
	腎盂腎炎					12		

畜種		牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
泌尿器系	腎萎縮							
	腎臓周囲脂肪水腫					2		
	腎嚢胞					2,035		
	腎脂肪変性					1		
	腎梗塞					355		
	腎結石							
	腎欠損							
	遊走腎							
	水腎症							
	腎低形成					3		
	腎出血					7		
	腎盂拡張					261		
	その他の腎臓病変							
	膀胱炎					251		
	膀胱結石					21		
	その他の膀胱病変							
	尿管水腫							
	その他の尿道病変							
	陰嚢（腹腔内精巣）							
	睾丸炎							
	その他の子宮病変					1		
	子宮内膜炎					6		
	子宮蓄膿症					1		
	卵巣嚢腫					34		
	膣脱							
	半陰陽					2		
	妊娠子宮					13		
	産後子宮					2		
子宮脱								
卵巣血腫								
その他の卵巣病変								
小計						3,469		
運動器系	筋炎					2		
	筋肉変性					140		
	筋間水腫					34		
	筋肉出血					686		
	筋壊死							
	その他の筋肉病変					1		
	関節炎					542		
	骨折					179		
	脱臼							
	脊柱変形症							
	その他の骨・軟骨病変					5		
小計						1,589		
	皮膚炎							
	乳腺炎							

畜種		牛	とく	馬	子馬	豚	めん羊	山羊
皮膚系	皮下水腫					728		
	皮下出血（血腫）					3,715		
	褥瘡							
	火傷							
	その他の皮膚病変							
小計						4,443		
寄生虫病	腸結節虫症							
	肝蛭症							
	肝ジストマ							
	馬蠅幼虫							
	馬円虫							
その他の寄生虫病変								
小計								
腫瘍	肺腫瘍							
	肝臓腫瘍							
	腎臓腫瘍					1		
	卵巣腫瘍							
	筋肉腫瘍							
	メラノーマ					1		
	頭部腫瘍					4		
	リンパ肉腫							
その他の腫瘍性病変								
小計						6		
その他	抗酸菌症					795		
	脂肪壊死							
	異所化骨					116		
	異所骨形成					4		
	黄疸（軽度）					1		
	メラノーシス					13		
	リポフスチン沈着症							
	アミロイド変性							
	ヘルニア					464		
	頭部外傷					207		
	その他の頭部病変					47		
	その他の舌病変							
	外傷					118		
膿瘍					7,702			
小計						9,467		
一部廃棄計						58,181		
合計						58,318		

## 6 精密検査実施状況

### (1) 豚

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

病症名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性物質検査	その他	精密検査合計	措置(実頭数)			
		直接鏡検	一般培養	同定	その他	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血液検査	尿検査	その他					合格	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
豚丹毒	1		8	36												44			1	
豚赤痢	1	1	2	5												8			1	
敗血症	9	43	109	265			2	4								423			9	
高度の水腫	1						4		2							6			1	
抗酸菌症	1						2	4								6				1
肝変性	1						4									4				1
大腸炎	3	1	6	11												18				3
膝関節炎	3		12	12												24				3
脾うっ血	1						8									8				1
リンパ腫	3	2	4	4			4	23	2	14						53			2	1
腎芽腫	1						4									4				1
計	25	47	141	333			4	47	10	16						598			14	11



(2) 調査研究

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

調査研究名	検 体 数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生 虫原 虫検 査	残留 抗菌 性物 質検 査	そ の 他	計
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他				
豚の寄生虫侵淫調査	10												20			20
SPF農場における正常豚の放血血液性状	70									1,176						1,176
計	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1,176	0	0	20	0	0	1,196

(3) 衛生指導関係

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

調査研究名	検 査 頭 数 ・ 検 体 数	細菌検査				そ の 他	計
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他		
豚枝肉拭き取り検査 (胸部、肛門周囲)	15		200				200
豚枝肉汚染実態検査 (切除法;胸部)	55		390				390
計	70	0	590	0	0	0	590

## 7 残留動物用医薬品モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」（令和元年5月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長通知）に基づき実施。

年 度		2年度		元年度		30年度		29年度			
畜 種		牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚		
検査実頭数			8		23	0	8	0	24		
抗生物質	残留抗生物質簡易検査		16		46		16		48		
	テトラサイクリン系	オキシテトラサイクリン		8		23				48	
		クロルテトラサイクリン		8		23				48	
		テトラサイクリン		8		23		16		48	
	リンコマイシン系	リンコマイシン		16		46				48	
	マクロライド系	チルミコシン		16		46				48	
	βラクタム系	アンピシリン									
合成抗菌剤	サルファ剤	スルファニルアミド									
		スルファチアゾール		16		46				48	
		スルファキノキサリン									
		スルファジアジン		8		23				48	
		スルファジミジン		16		46		16		48	
		スルファジメトキシシン		8		23		16		48	
		スルファメトキサゾール						16		48	
		スルファメトキシピリダジン		8		23		16		48	
		スルファメラジン		8		23		16		48	
		スルファモノメトキシシン		8		23		16		48	
		スルファグアニジン									
		スルフィソミジン						16		48	
		スルファピリジン		8		23		16			
		ジアベリジン		16		46				48	
		スルフィソゾール									
		スルファドキシシン								48	
		スルファトロキサゾール		8		23				48	
		スルファエトキシピリダジン		8		23				48	
		スルフィソキサゾール		8		23		16			
		スルファベンズアミド		16		46		16		48	
		スルファプロモキサゾールナトリウム						16		48	
		スルファニトラン									
		スルファセタミド									
		スルファメトキシジアジン		8		23		16			
		スルファクロルピリダジン								48	
		ニューキノロン系	マルボフロキサシン		8		23		16		
			ノルフロキサシン								48
			オフロキサシン								
エンロフロキサシン							16		48		
シプロフロキサシン									48		
ダノフロキサシン			16		46		16				
オルビフロキサシン							16		48		
サラフロキサシン			8		23				48		

	ジフロキサシン		8		23		16		48
キノロン系	ミロキサシン								
	オキシリニック酸		8		23		16		48
	ナリジクス酸		8		23				48
	フルメキン		8		23		16		48
	ピロミド酸						16		48
	オルメトプリム						16		48
	トリメトプリム		8		23		16		48
	ピリメタミン		8		23		16		
	チアムリン		8		23		16		48
	フロルフェニコール								48
寄生虫用剤	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール						16		48
	クロルスロン		8		23				48
殺虫剤	アレスリン								
	ファムフル		8		23				48
	フェノブカルブ								
	トリクロルホン						16		48
	エマメクチンB1a								48
	テメホス								
鎮静剤	キシラジン								48
成長促進剤	クレンプテロール		16		46				
検査件数合計		0	336	0	966	0	448	0	2,016
陽性数		0	0	0	0	0	0	0	0

○検査部位

筋肉(横隔膜筋)、腎臓

○検査法

残留抗生物質簡易検査：「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改訂)」(平成6年7月1日衛乳第107号厚生省通知)による検査

残留抗生物質簡易検査以外：LC/MS による一斉分析

## 8 伝達性海綿状脳症スクリーニング検査

平成24年度以降、「牛海綿状脳症に関する検査の実施について」（平成13年10月16日食発第307号厚生労働省通知）に基づく伝達性海綿状脳症スクリーニング検査の実績は、牛、めん羊、山羊全て無し。

（備考）

- ・牛は平成13年10月18日から、めん羊・山羊は平成17年10月1日から検査を実施。

- ・平成17年8月1日から、牛の対象月齢が21ヶ月齢以上に改正。

20ヶ月齢以下の牛の検査は、同日から「牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定められた月齢に満たない牛のBSE検査について」（平成17年7月28日秋田県生活環境文化部長通知）に基づき実施。

- ・平成25年4月1日から、牛の対象月齢が30ヶ月齢超に改正。

- ・平成25年7月1日から、牛の対象月齢が48ヶ月齢超に改正。

同日、「牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定められた月齢に満たない牛のBSE検査について」（平成17年7月28日秋田県生活環境文化部長通知）が廃止。

- ・平成28年6月1日から、めん羊・山羊の対象月齢が撤廃され、臨床症状が見られるものについて実施。

- ・平成29年4月1日から、牛の対象年齢が撤廃され、24か月齢以上の神経症状等を示す牛について実施。

※牛肉中の放射性物質検査実施のため、平成23年8月以降秋田県内での牛のと畜処理を秋田市管轄のと畜場1カ所で行っており、同月以降当所での牛のと畜検査の実績無し。

なお、「令和2年度秋田県における農畜産物の放射性物質検査方針」（令和2年4月1日秋田県農林水産部農業経済課）により、これまでの検査（牛肉：全頭検査）において基準を超える放射性物質は検出されていないことから、令和元年度をもって検査を終了。

## 第 3 章

### 食鳥処理場及び食鳥検査



# 1 食鳥処理場

## (1) 食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場以外）

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	所 在 地	令和元年度 検査羽数	処理形態
1	比内地鶏処理場	大館市比内町大葛字芦内口道 下69	154,908	イ、ロ

開場日数：271日

(参考：令和3年4月1日から認定小規模食鳥処理場に変更)

## (2) 認定小規模食鳥処理場

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	所 在 地	令和2年度 確認羽数	処理形態
1	錦木ワークセンター	鹿角市十和田錦木字下屋布25- 2	10,509	イ、ロ
2	秋田三鶏実業	大館市雪沢檜の木岱72-3	20,470	〃
3	白沢通園センター	大館市白沢字白沢851	4,531	〃
4	山岡精肉店	大館市桂城46	662	ロ
5	有限会社 秋田高原フード	北秋田市米内沢字大野岱 77-4	38,685	イ、ロ
6	JA全農北日本くみあい飼料 株式会社 たかのす事業所 秋田比内地鶏加工センター	北秋田市川井字漣岱72	71,349	〃
7	愛生園	北秋田市上杉字金沢246	474	〃
8	舩屋養鶏	能代市常盤字小屋見沢72	332	〃
9	(有)ライフページアオイ	能代市字臥竜山39-3	1,853	〃
10	児玉畜産	山本郡三種町鹿渡字長信田家 後3-1	1,711	〃
11	森田畜産	山本郡三種町豊岡金田字石持 111	0	〃
12	(有)安保農場	山本郡三種町志戸橋字割道 464-2	476	〃
13	池内鶏肉処理場	山本郡三種町森岳字山口6-2	1,002	〃
14	比内どり食品有限会社	南秋田郡井川町坂本字飛塚23	63,570	〃

No.	名 称	所 在 地	令和2年度 確認羽数	処理形態
15	伊藤鶏肉店	由利本荘市中堅町7-14	480	〃
16	(有)須田商事 食鳥処理場	由利本荘市川口字八幡前 73-1	198	イ、ロ
17	東由利 フランス鴨生産組合	由利本荘市東由利老方 字吉野21-1	3,040	〃
18	三和精肉店	仙北郡美郷町鐘田字庚塚38	2,677	〃
19	株式会社田園 食鳥処理場	横手市雄物川町東里字松木93 -2	4,646	〃
20	八郎瀉町マガモ販売	南秋田郡八郎瀉町字川口 431-20	1,438	〃

※令和2年度廃止処理場

名 称	所 在 地	令和2年度 確認羽数	処理形態
J A秋田たかのす 比内地鶏製品製造施設	北秋田市川井字漣岱72	66,075	イ、ロ
黎明舎種鶏場	大館市御成町四丁目8-13	0	ロ
黎明舎種鶏場 (第二農場)	大館市釈迦内字台野道上54	0	イ
嶋田牧場食鳥処理場	大仙市南外字上巢の沢154	0	イ、ロ

\* 処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5項）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。



(3) 処分等措置状況

(令和3年3月31日現在)

	施設数 (年度末)	立入検査 (※1)	指導・助言 (※2)	事業の許可	変更の許可	廃止	休止	再開	処分件数					告発件数		
									許可取消命令	事業禁止命令	事業停止命令	整備改善命令	その他	無許可事業	その他	
令和2年度	21	26	22	1		4										
令和元年度	24	32	25			3										
平成30年度	27	25	23			2										
平成29年度	29	26	27	1		1										
平成28年度	29	57	57			2										

※1 法第38条に基づく立入検査の件数

※2 法第16条第9項に基づく助言・指導の件数で、立入検査の内数

(4) 食鳥処理衛生管理者配置状況

	獣医師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者		指定養成施設を修了した者	指定講習会を修了した者	計
		獣医学	畜産学			
令和2年度					50(6)	50
令和元年度					62(0)	62
平成30年度					66(0)	66
平成29年度					69(1)	69
平成28年度					73(0)	73

( ) は、当該年度の食鳥処理衛生管理者配置届出の人数 (内数)

## 2 食鳥検査及び確認状況

### (1) 食鳥検査羽数及び検査の結果に基づく措置状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

項目		種類	ブロイラー		
			とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
検査羽数			154,908		
措置区分			とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分羽数			0	682	3,437
ウク イラ ミジ ・ア	鶏痘				
	伝染性気管支炎				
	伝染性喉頭気管炎				
	ニューカッスル病				
	鶏白血病				
	封入体肝炎				
	マレック病			12	
	その他				
細 菌	大腸菌症			444	
	伝染性コリーザ				
	サルモネラ症				
	ブドウ球菌症				
	その他				
その 他 の 疾 病	毒血病				
	膿毒症				
	敗血症				
	真菌症				
	原虫病(トキソプラズマ病を除く)				
	寄生虫病				
	変性				3
	尿酸塩沈着症				
	水腫				1
	腹水症			4	
	出血			3	2,686
	炎症			149	745
	萎縮				
	腫瘍			7	
	臓器の異常な形等			1	
	異常体温				
	黄疸				
	外傷				2
	中毒諸症				
	削瘦及び発育不良			40	
放血不良			4		
湯漬過度			18		
その他					
令和元年度	検査羽数	232,995羽	0	1,272	6,432
平成30年度	検査羽数	232,277羽	0	943	5,303
平成29年度	検査羽数	218,019羽	0	1,050	6,240

(2) 食鳥確認羽数及び確認の結果に基づく措置状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

項目		種類	ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	合 計
		確認羽数			286,067 (284,717)	3,397	4,713
異常の有無の 確認措置	生体の状況	廃 棄	212 (212)		1		213
	体表の状況	全部廃棄	4,285 (4,284)				4,285
		一部廃棄	445 (445)	2	19		466
	体壁内側面の 状況	全部廃棄	275 (275)				275
	内臓の状況	当該臓器 のみ廃棄	101 (101)	24			125
		内臓全部 廃 棄	105 (105)	4			109
廃棄羽数 の 合 計	全部廃棄	4,772 (4,771)	0	1	0	4,773	
	一部廃棄	651 (651)	30	19	0	700	
令和元年度	確認羽数		318,251	4,219	5,912	6	328,388
	全部廃棄		3,420	0	15	0	3,435
	一部廃棄		1,936	71	0	0	2,007
平成30年度	確認羽数		318,736	6,213	5,183	16	330,148
	全部廃棄		3,035	1	11	0	3,047
	一部廃棄		3,252	60	10	0	3,322
平成29年度	確認羽数		318,843	7,018	6,948	7	332,816
	全部廃棄		3,499	0	17	0	3,516
	一部廃棄		4,238	86	26	3	4,353
平成28年度	確認羽数		278,090	7,764	4,839	3	290,696
	全部廃棄		2,964	2	1	0	2,967
	一部廃棄		5,431	62	4	0	5,497

( ) 内の数字は比内地鶏の羽数 (内数)

### 3 精密検査実施状況

#### (1) 鶏

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

病症名	羽数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性物質検査	その他	精密検査合計	措置(羽数)			
		直接鏡検	一般培養	同定	その他	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血液検査	尿検査	その他					合格	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
マレック病	12							75	3							78			12	
リンパ腫	5						1	43								44			5	
肉芽腫性腸炎	1							6	4							10			1	
化膿性皮膚炎	1							10								10			1	
計	19	0	0	0	0	0	1	134	7	0	0	0	0	0	0	142	0	0	19	0

## 4 残留動物用医薬品モニタリング検査

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」（令和元年5月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長通知）に基づき実施。

年 度		2年度	元年度	30年度	29年度	
検査羽数		19	16	17	26	
抗生物質	残留抗生物質簡易検査	38	32	33	52	
	テトラサイクリン系	オキシテトラサイクリン	19	14		52
		クロルテトラサイクリン	19	14		52
		テトラサイクリン	19	14		52
	リンコマイシン系	リンコマイシン	38	28		52
	マクロライド系	チルミコシン	19	14		52
	βラクタム系	アンピシリン				
合成抗菌剤	サルファ剤	スルファニルアミド				
		スルファチアゾール	19	14		52
		スルファキノキサリン				
		スルファジアジン	38	28		52
		スルファジミジン	19	14	33	52
		スルファジメトキシ	19	14	33	52
		スルファメトキサゾール	19	14	33	52
		スルファメトキシピリダジン	19	14	33	52
		スルファメラジン	19	14		52
		スルファモノメトキシ	19	14	33	52
		スルファグアニジン				
		スルフィソミジン			33	52
		スルファピリジン	38	28		
		ジアベリジン	38	28	33	52
		スルフィソゾール				
		スルファドキシ	19	14	33	52
		スルファトロキサゾール	38	28	33	52
		スルファエトキシピリダジン			33	52
	スルフィソキサゾール	38	28	33		
	スルファベンズアミド	38	28	33		
	スルファプロキサリン	19	14	33	52	
	スルファニトラン	19	14			
	スルファセタミド					
	スルファメトキシジアジン	19	14	33		
	スルファクロルピリダジン				52	
	ニューキノ	マルボフロキサシン	19	14	33	
		ノルフロキサシン			33	52
		オフロキサシン				
エンロフロキサシン					52	
シプロフロキサシン				33	52	

	ロン系	ダノフロキサシン	19	14	33	
		オルビフロキサシン	38	28	33	52
		サラフロキサシン	19	14	33	52
		ジフロキサシン	19	14	33	52
	キノロン系	ミロキサシン				
		オキシリニック酸	19	14		52
		ナリジクス酸	38	28		52
		フルメキン				52
		ピロミド酸			33	52
	オルメトプリム	38	28	33	52	
	トリメトプリム	38	28	33	52	
	ピリメタミン	38	28	33		
	チアムリン	19	14	33	52	
	フロルフェニコール	19	14		52	
寄生虫用剤	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール			33	52	
	クロルスロン	19	14	33	52	
殺虫剤	アレスリン					
	ファミフル	19	14		52	
	フェノブカルブ					
	トリクロルホン	19	14	33	52	
	エマメクチンB1a				52	
	テメホス					
鎮静剤	キシラジン	19	14		52	
成長促進剤	クレンプテロール	12	14			
検査件数合計			1,000	746	990	2,132
陽性数			0	0	0	0

○検査部位

筋肉(もも肉)、腎臓

○検査法

残留抗生物質簡易検査：「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改訂)」(平成6年7月1日衛乳第107号厚生省通知)による検査

残留抗生物質簡易検査以外：LC/MS による一斉分析

## 第 4 章

### 衛 生 指 導 等





## 1 と畜場等の監視指導

### (1) と畜場及び食肉処理施設

と畜場管理者が作成した衛生管理計画及び手順書並びに施設の衛生管理の実施状況を確認し、衛生管理の検証を行った。

監視等件数： 31件

### (2) 食肉運送事業者等への啓発資料配付

食肉の運送事業者及び自ら運搬する食肉処理・販売業者へ、衛生に係る啓発資料を作成し配布した。

対象事業者： 14事業者

### (3) 汚水処理施設

汚水処理施設の維持管理状況把握のため、と畜場管理者が毎月実施している排水の自主検査の結果を確認した。

### (4) 細菌汚染調査

枝肉の拭き取り及び切除検査を実施し、と畜場管理者における適切な衛生管理の検証を行った。

(令和2年度)

検体名		検査頭数
枝肉	牛	0
	豚(拭き取り)	15
	豚(切除)	55
その他		0
計		70

## 2 食鳥処理場の監視指導

食鳥処理場について、関係法令に基づく食鳥肉の適正処理及び施設設備の衛生管理等の徹底を図るため、年度当初に年間の食鳥処理場立入検査計画を策定のうえ、食鳥処理場及び関係施設の立入検査を実施した。

立入検査件数 (※第3章1-(3)再掲)

食鳥処理場(認定小規模以外) 立入施設数 1 延べ 3 件  
認定小規模食鳥処理場 立入施設数 2 延べ 2 3 件

### 3 特別監視事業

秋田県では、昭和46年度からと畜場の衛生向上運動実施要領に基づき衛生対策強化に取り組み、平成4年度から「と畜場衛生管理強化週間」、平成19年度から「と畜場等衛生管理強化月間」として食肉、食鳥肉及び関係施設内外の衛生確保に努めている。

令和2年度は、9月1日から9月30日までを上記強化月間とし実施した。

#### 強化月間実施状況

と畜場敷地内設備等監視件数	2件
食鳥処理衛生講習会	1回（月間外6月と8月の2回実施）

### 4 衛生講習会の実施状況

衛生知識の向上のため、と畜場及び食鳥処理場関係者を対象に講習会を実施した。

（令和2年度）

講習会等名	内 容	実施回数	参加者数
衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会 ※	と畜場法施行規則第6条第1号の規定に基づく科目について講習	1回	18名
食鳥処理衛生講習会	食鳥処理衛生管理者及び従事者を対象に、関係法令、HACCPに沿った衛生管理、そ族、昆虫対策等について講習	3回	20名

※ 秋田県生活環境部生活衛生課主催

### 5 実習及び研修等受入状況

（令和2年度）

月 日	実習及び研修名	人数	対 象	実施場所
7月29日	職場体験学習	4名	鹿角市立八幡平 中学校2年生	検査所

## 6 検査結果の還元

と畜場設置者、食鳥処理業者及び各生産者に、毎月のと畜検査及び食鳥検査の措置状況について情報を還元した。

また、検査結果に関する個別の問合せにも随時対応した。



# 第 5 章

## 輸出肉関係



# 1 輸出豚肉関係

## (1) 対香港輸出

### 対香港輸出豚肉を取り扱う選定施設

名称 Name	所在地 Address	選定施設 固有記号 Est. No.	選定日
北鹿食肉流通センター Hokuroku Meat Distribution Center (と畜場)	秋田県鹿角市八幡平字外川原31-1 31-1 Aza-Sotokawara, Hachimantai, Kazuno-shi, Akita, Japan	A KME	平成28年 10月14日
株式会社 ミートランド Meat Land Corporation (食肉処理場)	秋田県鹿角市八幡平字外川原31-1 31-1 Aza-Sotokawara, Hachimantai, Kazuno-shi, Akita, Japan	A KMC	平成28年 10月14日

### 検査証明書発行件数(対香港輸出豚肉)

年 度	発行件数	重量(kg)
令和2年度	13	13,653.6
令和元年度	21	20,011.3
平成30年度	21	16,575.1
平成29年度	10	3,049.0
平成28年度	2	140.6

## (2) 対シンガポール輸出

### 対シンガポール輸出豚肉を取り扱う選定施設

名称 Name	所在地 Address	施設番号 Est. No.	認定日
株式会社 ミートランド MEAT LAND Corporation (と畜場/食肉処理場)	秋田県鹿角市八幡平字外川原31-1 31-1 Sotokawara, Hachimantai, Kazuno city, Akita, Japan	A K - 1	令和元年5月

### 衛生証明書発行件数(対シンガポール輸出豚肉)

年 度	発行件数	重量(kg)
令和2年度	15	19,484.1
令和元年度	8	7,473.6

## 2 輸出食鳥肉関係

### (1) 対香港輸出

#### 対香港輸出食鳥肉を取り扱う選定施設

名称 Name	所在地 Address	選定施設 固有記号 Est.No.	選定日
株式会社 本家比内地鶏 HONKEHINAIJIDORI CO., LTD	秋田県大館市比内町大葛字芦内口道下69 69 Ashinaikutimichishita, Hinaimachiookuzo, Oodate City, Akita, Japan	AKHO	平成28年 5月13日

#### 検査証明書発行件数（対香港輸出食鳥肉）

年 度	発行件数	重量(kg)
令和2年度	3	320.0
令和元年度	4	285.0
平成30年度	4	86.5
平成29年度	4	240.94
平成28年度	2	100.0



# 第 6 章

## 調 査 研 究



## 1. 切除法による枝肉の微生物検査について

○中野秀樹\*、新井孝典、廣幡忠文\*\*

\*現北秋田保健所、\*\*現大仙保健所

はじめに

と畜場法の一部改正によりと畜場において HACCP に基づく衛生管理が義務付けられた。HACCP は科学的妥当性を持って運用されているかを検証しなければならないが、義務化に伴う検証は全国的に平順化された手法により行われる必要があると考えられた。そこで「と畜場・食鳥処理場の衛生管理システムの評価手法の開発」として、平成 29 年度から厚生労働科学研究が行われてきた。今回令和元年度に実施された同研究に参加し、プロトコール試行をしたので、その概要及び同時に行った微生物検査の結果を合わせて報告する。

材料及び方法

### 1. 材料

#### (1) 切除法

豚枝肉左胸部を採材部位とし、5 cm x 5 cm 厚さ約 2mm を切除し検体とした。

#### (2) 拭取法

切除検体を採材した豚枝肉の右側胸部を拭き取り、検体とした。

### 2. 方法

#### (1) 採材方法

急冷庫で予備冷却中の豚枝肉左胸部から 5 cm x 5 cm 厚さ約 2mm となるよう表面を切除し、切除検体とした。切除にはオートクレーブ滅菌した 5 cm x 5 cm の金属枠（自作・ピアノ線製）及び採皮刀（フェザー社）を使用した。1 頭毎に手指をアルコール消毒し無菌的に切除した検体を滅菌ストマッカー袋に入れた。切除終了後、同じ枝肉の右側胸部、切除部位と正中線で対照となる部位をふきふきチェック（栄研）を用い 5 cm x 5 cm の範囲で拭き取り、拭取検体とした。各検体は細菌検査まで低温保管した。採材は 1 回につき 5 頭、6 週連続で行った（計 30 検体）。

#### (2) 一般生菌数及び腸内細菌科菌群数測定

指定された実施依頼プロトコールに準じて行った。切除検体は重量を測定した後、滅菌リン酸緩衝液 90ml を加えストマック処理を行った。ストマック後の懸濁液を原液とし、滅菌リン酸緩衝液を用いた 10 倍階段希釈系列を 1000 倍希釈まで作製した。一般生菌数は原液及び各希釈液 1ml をペトリフィルム AC プレート(3M™)に 滴下し 35℃ 48 時間培養後菌数を測定した。腸内細菌科菌群数は同様に 1ml をペトリフィルム EB プレート(3M™)に 滴下し 37℃ 24 時間培養後菌数を測定した。得られた数値を指定された計算式に当てはめ、1 平方センチメートル当たりの菌数を算出した。拭取検体も同様にプレートに滴下し 1 平方センチメートル当たりの菌数を算出した。

### (3) 志賀毒素産生大腸菌 (STEC) の検出

ストマッキング原液 10ml を遠心分離し、上清を除去後、沈渣を 10ml の mEC 培地 (極東製薬) に最浮遊し 37°C 24 時間培養した。同様にストマッキング原液 10ml の遠心分離沈渣をノボビオシン加 mEC 培地 (栄研化学) 10ml に最浮遊し 42°C 24 時間培養した。各培養液 1ml を遠心分離し、沈殿した菌体からインスタジーンマトリックス (Bio-Rad) を用い DNA を抽出し、PCR で VT 遺伝子の有無を調べた。同時に各培養液 1 白金耳をクロモアガーSTEC 及び CT-SMAC 寒天培地 (共に関東科学) に塗抹し 37°C 24 時間培養した。疑わしいコロニーから DNA を抽出し、PCR で VT 遺伝子の有無を調べた。

### (4) サルモネラ属菌の検出

ストマッキング原液 10ml を遠心分離し、上清を除去後沈渣を BPW 培地 (ニッスイ) 10ml に最浮遊し 37°C 24 時間培養した。その培養液 0.1 ml を 10ml のラパポート・バシリアディス培地 (RV 培地 関東化学) に接種し 42°C 24 時間培養した。培養後の RV 培地 1ml を遠心分離し、沈殿した菌体からインスタジーンマトリックスを用い DNA を抽出し、PCR によりサルモネラ属共通遺伝子 (*invA*) の存在を調べた。同時に培養液 1 白金時を DHL 平板培地 (ニッスイ) 及びクロモアガーサルモネラ平板培地 (CHS 関東化学) に塗抹し 37°C 24 時間培養した。疑わしいコロニーから DNA を抽出し、PCR により *invA* の有無を調べた。

## 成績

### 1. 一般生菌数および腸内細菌科菌群数

切除法を行った 30 検体のうち一般生菌は 15 検体がストマッキング原液においてもコロニー数が AC プレートの適正測定範囲以下だった。腸内細菌科菌群のコロニー数は全ての検体で EB プレートの適正測定範囲以下で、20 検体はコロニーが確認できなかった。コロニー数から算出した一般生菌数は平均 176.7(cfu/cm<sup>2</sup>) 最大 1680.0(cfu/cm<sup>2</sup>) 最小 5.9(cfu/cm<sup>2</sup>) であった。腸内細菌科菌群数は平均 1.1(cfu/cm<sup>2</sup>) 最大 8.0(cfu/cm<sup>2</sup>) 最小は 0(cfu/cm<sup>2</sup>) であった。切除法の一般生菌数を拭取法の結果と比較すると、1 平方センチメートルあたりの菌数が拭取法より少なかった例が 1 検体あった。残りの 29 検体は切除法の方が菌数が多く、その差は 1.1 倍から 62.7 倍で平均は 12.5 倍であった。腸内細菌科菌群数も切除法の方が高い値を示した。

### 2. 志賀毒素産生大腸菌 (STEC) の検出

全検体で mEC 培地及びノボビオシン加 mEC 培地の培養液から VT 遺伝子は検出されなかった。また各培養液を塗抹したクロモアガーSTEC 及び CT-SMAC 寒天培地で STEC 産生菌を疑うコロニーは確認できなかった。

### 3. サルモネラ属菌の検出

1 検体において RV 培地から *invA* を検出した。この培養液を塗抹した CHS では藤色

のコロニーを、DHLでは黒色のコロニーが見られた。各コロニーの生化学的性状及び *invA* 検出によりサルモネラ属菌と判定した。同じ個体の拭取検体からは増菌を行ってもサルモネラ属菌は検出されなかった。なお秋庭ら<sup>(1)</sup>が報告したマルチプレックス PCRを行ったが、家畜衛生及び公衆衛生上重要とされる7血清型に該当しなかった。

## 考察

管轄と畜場の成績を過去の報告<sup>(2)</sup>と比較した。HACCPを導入した施設の平均143.2 (cfu/cm<sup>2</sup>)と比べ管轄と畜場はやや高い値を示した。EUにおける豚の一般生菌数の規格値は4.0 log(cfu/cm<sup>2</sup>) 腸内細菌科菌群数は2.0 log(cfu/cm<sup>2</sup>)とされている。今回得られたデータを対数変換すると、一般生菌数は平均1.96 log(cfu/cm<sup>2</sup>)最大3.23 log(cfu/cm<sup>2</sup>)で基準値を下回り優良レベルである。腸内細菌科菌群数は平均0.05 log(cfu/cm<sup>2</sup>)最大0.9 log(cfu/cm<sup>2</sup>)なのでこちらも優良レベルだった。サルモネラ属菌はEU基準では50検体のサンプリングが必要とされ単純な比較は出来ないが、今回検出されたのは30検体中1検体なので、EU基準の最大許容数5は下まわると推察された。STECは全く検出されなかった。豚肉の腸内出血性大腸菌汚染リスクは低いとされているが、それと一致する結果となった。今回行った一連の微生物検査全てで低い値を示したことから、管轄と畜場の衛生管理は良好と思われた。

切除法は拭取法に比べ一般生菌数・腸内細菌科菌群数ともに高い値を示した。またサルモネラ属菌は切除法にのみ検出され、同じ枝肉の拭取検体では検出されず、この点でも切除法の方が感度が高いことが示唆された。更に拭取法は採材者の手技の差が大きく、総合的に考慮すると、切除法の方が枝肉の衛生状態をより正確に反映していると思われた。

## まとめ

厚生労働科学研究に参加し切除法による枝肉の細菌検査を試行した。従来の拭取法と比較して衛生状態をより正確に反映していると思われた。同時に行ったサルモネラ属菌やSTECの検査の結果と合わせ、管轄と畜場の衛生管理は良好であると判断した。

## 参考文献

- (1) Akiba M, Kusumoto M, Iwata T :Rapid identification of Salmonella enterica serovars, Typhimurium, Choleraesuis, Infantis, Hadar, Enteritidis, Dublin and Gallinarum, by multiplex PCR, Journal of Microbiological Methods,85,9-15(2011)
- (2)平成30年度厚生労働科学研究成果報告 家畜・家禽疾病のリスク管理に関する研究 わが国のと畜場ならびに大規模食鳥におけるHACCPシステム評価法の実証試験

発表：R2.10.15 令和2年度全国食肉衛生検査所協議会第31回北海道・東北ブロック  
大会調査研究発表会（仙台市）

## 認定小規模食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理計画の導入について

○新井孝典 太田見修広 井上克也 平川真樹\*

\*現大館保健所

はじめに

平成30年6月13日の食品衛生法等の一部を改正する法律（以下改正食品衛生法とする）の公布により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正されたほか、令和元年11月7日には関係省令が改正され（令和2年6月1日施行）全ての食鳥処理業者に一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理の実施、また認定小規模食鳥処理業者についてはHACCPを簡略化して衛生管理を行うことができると規定された。

改正食品衛生法公布時、食肉衛生検査所（以下検査所とする）では大規模食鳥処理場1施設、認定小規模食鳥処理場24施設を所管し、そのうちHACCPに基づく衛生管理を導入していた施設は大規模食鳥処理場1施設及び認定小規模食鳥処理場3施設で、多くの認定小規模食鳥処理場においてHACCPに基づく衛生管理が導入されていない状態であった。

令和3年5月末で公衆衛生上必要な措置に関する経過措置期間の終了を迎えるにあたり、認定小規模食鳥処理場へのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画の導入に関する検査所における令和元年度以降の取り組みについて報告する。

令和元年度の取り組み状況

### 1 令和元年度に実施した講習会の内容と受講者の状況

令和元年6月～7月に県北地区（鷹巣阿仁福祉環境部）及び県南地区（由利福祉環境部）において衛生講習会を開催し事業者及び食鳥処理衛生管理者等が出席した。内容は改正される省令に備えて資料として日本食鳥協会が作成した「認定小規模食鳥処理場のためのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」及び「当該手引書の説明書」に基づき、認定小規模食鳥処理業者が導入するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画（以下衛生管理計画とする）について説明した。また、衛生管理計画策定の補助資料として「手引書に基づくエクセルデータ」を配布した。

なお、各食鳥処理業者に対しては検査所の監視までに工程図を完成させるように、また工程図以降についても順次作成するよう助言を行った。

その他、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が導入されていない14施設の出席者を対象に講習会終了後にアンケートを行った。1施設1名、計14名から得たアンケート結果を基に講習内容の理解度等について確認をした。

・受講者区分

受講者区分	食鳥処理衛生管理者	従事者
人数	11名（うち事業者5名）	5名

・年齢構成

年代	30代	40代	50代	60代
人数	2（2）	3（2）	6（5）	5（5）

カッコ内：アンケート対象人数

2 令和元年度に実施したアンケート結果

問1：認定小規模食鳥処理場HACCPに沿った衛生管理を導入しなければならないことを理解できましたか？

理解できた	理解できなかった
100%	0%

問2：今回の講習会で認定小規模食鳥処理場が行うHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容を理解することができましたか？

よく理解できた	理解できた	なんとなく解った	理解できなかった
21%	43%	29%	7%

問3：各工程ごとに理解することはできましたか？

	よく理解できた	理解できた	なんとなく解った	理解できなかった
本手引書の対象・目的	21%	43%	29%	7%
基本的な衛生管理	29%	43%	21%	7%
計画・記録・振り返り	21%	36%	36%	7%
様式集	21%	43%	29%	7%

問4：手引書20～26ページ：危害要因とその管理方法の①工程図、②危害要因の分析、③重要管理点の決定を作成することはできますか？

	自分でできる	自分でできそう	不安なので相談したい
工程図	36%	50%	14%
危害要因の分析	28.5%	28.5%	43%
重要管理点の設定	28.5%	28.5%	43%

問5：手引書29ページ：計画・記録・振り返りに基づく30～47ページの様式を作成することはできますか？

	自分でできる	自分でできそう	不安なので相談したい
毎日の衛生管理の計画	29%	57%	14%
毎日の衛生管理の記録	29%	57%	14%
定期的な衛生管理の計画	22%	57%	21%
定期的な衛生管理の記録	22%	50%	28%
重要管理点（CCP）の計画	22%	42%	36%
重要管理点（CCP）の記録	22%	42%	36%

問6：いつからHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する予定ですか？

なるべく早く（3か月以内）	6か月以内	1年以内	その他
22%	36%	28%	14%

### 3 令和元年監視・指導内容

監視時に作成された工程図を確認するとともに、各事業者ごとの疑問点等を確認し指導・助言を行った。

#### 令和2年度の取り組み状況

##### 1 令和2年度に実施した講習会の内容及び受講状況

受講者の負担軽減を目的にこれまで県内2カ所で行っていた講習会を大館福祉環境部、山本福祉環境部及び由利福祉環境部の3カ所で行った。講習会は午前と午後の2部構成で行い、午前は認定小規模食鳥処理場が導入するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について改めて説明した。午後は衛生管理計画が未完成の事業者に対して衛生管理計画の作成に関する個別指導を行った。なお、講習会には11施設・15名、個別指導には6施設・7名の事業者、食鳥衛生管理者及び従事者が出席した。

##### 2 令和2年度の監視・指導内容

監視時にこれまで作成された衛生管理計画を確認するとともに、各事業者の疑問点等を確認し指導・助言を行った。また、重要管理点の管理基準の1つとして設定している冷却槽への塩素添加量が不明との事業者に対しては塩素添加量を算出する計算式を作成し資料として配布するとともに、希望者に対しては投与塩素量の算出を行った。

#### 結果及び考察

HACCP導入状況及び講習会・個別指導受講状況を表1に示した。令和元年4月から



令和2年11月末までに食鳥処理事業を廃業した施設は5事業者6施設（E、F、N、O、T、U：EとFは同一事業者）であった。廃業の理由は、現在食鳥処理事業を行っていない又は施設の老朽化や従事者確保が困難なこと等であった。また、（令和2年度末に廃業予定の事業者（Q）を除く）16事業者がHACCP管理計画の策定の対象施設であった。

令和元年度に実施したアンケートの結果では、問1：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の必要性は100%の理解を得られ、また問2：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容は64%でよく理解又は理解されていた。問3：本手引書の対象・目的、基本的な衛生管理、計画・記録・振り返り、様式集については57～72%、問4：危害要因とその管理方法については57～86%、問5：計画・記録・振り返りに基づく様式は64～86%が自分でできる又は自分でできそうとの回答であり、6割程度の事業者から衛生管理計画が作成できるとの回答が得られた。実際に衛生管理計画を策定できたのは9事業者（56%）とほぼアンケートと同様な結果であった。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理については、86%の事業者が1年以内の導入を目標としていた。

衛生管理計画を策定した施設は令和元年度に4事業者（C、D、S、W）令和2年度に5事業者（A、B、G、H、M）であり、令和元年度に衛生管理計画が策定された4事業者については、改正食品衛生法公布以前からHACCPによる衛生管理の指導・助言に関するこれまでの継続的な働きかけが功を奏したものと思われた。また、衛生管理計画を策定した9事業者は、衛生管理計画の導入に関し熱心で、検査所からの指導・助言に対し協力的であったことが速やかな衛生管理計画の策定に結び付いた理由であると考えられた。

事業者に対する衛生管理計画の導入事例としては、メールを中心としたやり取りにより1事業者（S）で策定しており、今後もメール及びFAX等を用いた衛生管理計画の指導を進めていきたい。また、参考資料のエクセルデータを活用できない2事業者（H、M）は手書きによる作成を推奨した結果、衛生管理計画が策定されており各事業者ごとに柔軟な指導・助言を行うことが重要であることも認識できた。

衛生管理計画の策定が進んでいない一部事業者に対しては、再度講習会や監視時に個別に指導する必要があると考えられた。また、衛生管理計画の策定が進んでいない事業者については講習会等に参加していない傾向が見受けられるため、今後HACCP導入に関する講習会の積極的な受講を促していきたい。

## まとめ

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画の策定に関して、いかに事業者のモチベーションを向上させるかが重要なカギになると思われる。現在、2事業者から衛生管理計画の書類の提出を受けており、今後も衛生管理計画が未導入の事業者にはメール及びFAXを用いるなど柔軟な指導・助言等を行い衛生管理計画の策定・導入を図るとともに、衛生管理計画導入済みの事業者に対してはPDCAサイクルを軌道に乗せるため、今後も講習会及び監視時に衛生管理に関する助言等を行っていきたい。

表 1. HACCP 導入状況及び講習会・個別指導受講状況

食 認 鳥 定 処 小 理 規 施 模 設 設	導 入 施 設 H A C C P 令 和 元 年 度	導 入 施 設 H A C C P 令 和 2 年 1 月 末	講 習 会 受 講 施 設 令 和 元 年 度	講 習 会 受 講 施 設 令 和 2 年 度	個 別 指 導 受 講 施 設
A	11%	◎	○	○	
B	0%	◎	○	○	
C	◎		○	○	
D	◎		○	○	
E	休業後廃業				
F	休業後廃業				
G	0%	◎	○	○	○
H	0%	◎	○	○	○
I	0%	22%	○	×	×
J	0%	33%	○	○	○
K	0%	0%	×	×	×
L	0%	0%	×	○	○
M	22%	◎	○	○	○
N	廃業		○		
O	廃業		×		
P	0%	0%	○	×	×
Q	廃業予定		○	○	○
R	0%	0%	×	×	×
S	◎		○	×	
T	廃業				
U	廃業				
V	0%	0%	×	×	×
W	◎		○	○	
施設数	4	5	14	11	6

◎：HACCP の考え方を取り入れた衛生管理導入済施設

パーセント (%)：衛生管理計画達成割合 ○：講習会受講施設 ×：講習会未受講施設

誌上発表：令和2.2.2 令和2年度秋田県保健環境業務研究発表会



秋田県食肉衛生検査所

〒018-5141

秋田県鹿角市八幡平字川部内川原62-1

電 話 0186-32-2995

FAX 0186-32-2940

URL <http://www.pref.akita.lg.jp/syokuniku/>

E-Mail [niku-ken@pref.akita.lg.jp](mailto:niku-ken@pref.akita.lg.jp)